

北海道有林野 網走東部管理区 整備管理計画書



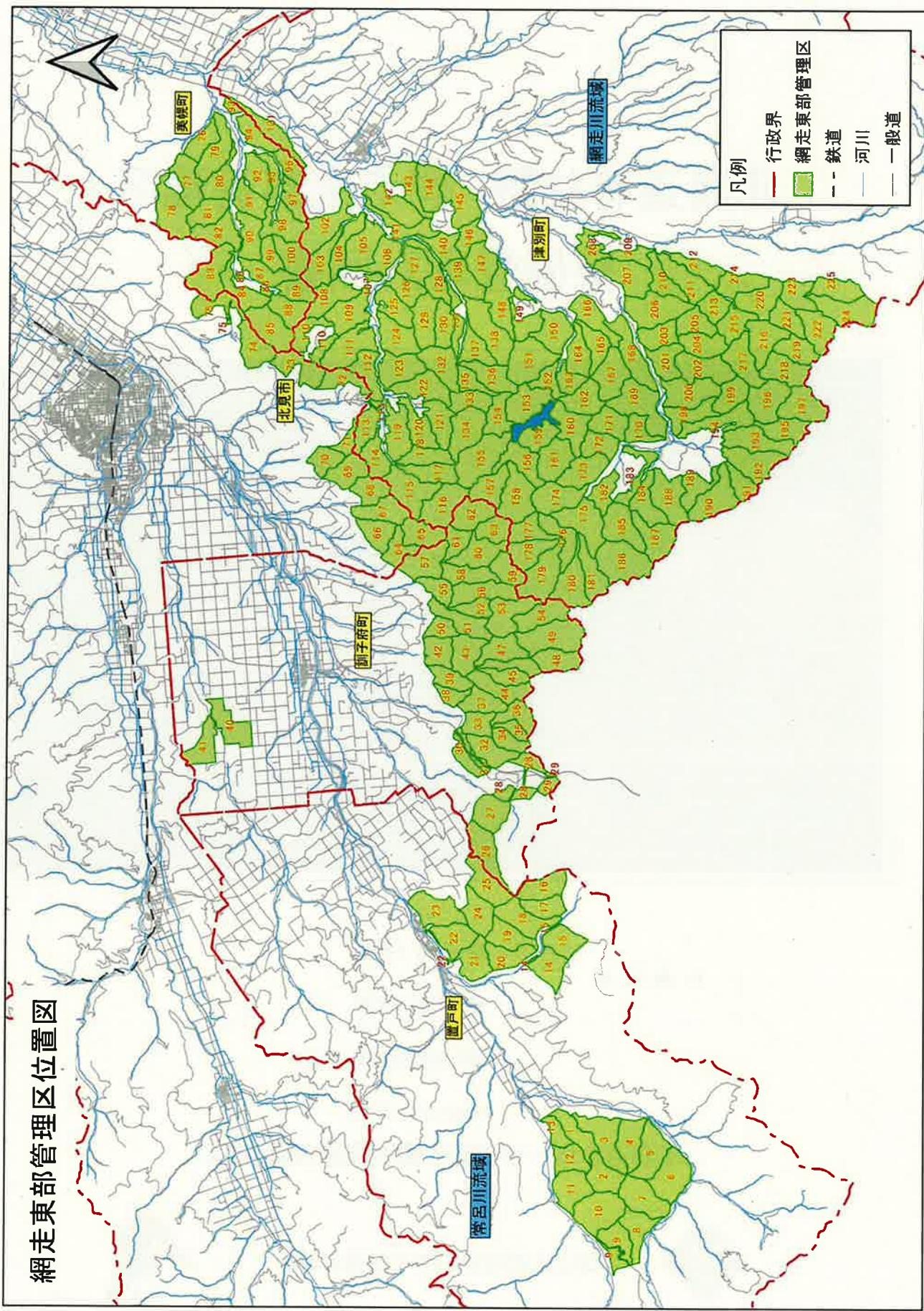
自 令和 4年度
計画期間
至 令和13年度
第1次変更計画
令和4年10月1日
北海道オホーツク総合振興局東部森林室



木と人の出会いすてき道有林



網走東部管理区位置図



この計画書は、北海道有林野の整備及び管理に関する規程第8条に基づき作成したものです。

水産林務部長承認 令和4年3月30日 道有林 第1798号

令和4年3月31日 才東森整 第1953号

第1次変更計画

水産林務部長承認 令和4年9月21日 道有林 第633号

令和4年9月28日 才東森整 第427号

目次

はじめに	1
第1 整備管理計画とは	1
第2 整備管理計画策定の経過	2
第3 森林の働き	3
第4 道有林基本計画に関する基本的な方針と重点取組事項	4
1 多様で先導的な森林づくり	4
(1)ICTを活用した森林資源の把握	4
(2)積極的な伐採・再造林	4
(3)天然力を活用した森林づくり	4
2 資源や技術力を活用した地域貢献	4
(1)森林施業の低コスト化・省力化の推進	4
(2)道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成	4
(3)地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給	4
(4)企業等と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献	4
(5)胆振東部地震被災地の復旧	4
(6)道有林の森林づくりを担う人材の育成	4
1章 管理区の概要及び長期的目標の設定	5
第1 管理区の概要	5
1 自然的・社会的条件(地理的条件、気象条件、主な産業等)	5
2 森林資源の概要	5
第2 長期的目標の設定	6
1 多様で先導的な森林づくり	6
(1)目指す姿	6
(2)目標設定の考え方	6
(3)目標の指標	6
2 資源や技術力を活用した地域貢献	6
(1)目指す姿	6
(2)目標設定の考え方	6
(3)目標の指標	6
第2章 森林の整備・管理に関する基本的な事項	7
第1 多様で先導的な森林づくりに関する事項	7
1 森林づくりの基本的な考え方	7
(1) 森林の整備	7
(2) 森林の保全	11
(3) 森林の管理	12
第2 資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項	13
1 地域に貢献する取組	13

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進	13
(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成	14
(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給	14
(4) 道有林の森林づくりを担う人材の育成	15
(5) 道有林の活用	15
参考資料	16
1 計画量一覧	17
(1) 総括表	17
(2) 内訳表	18
(3) 伐採計画	19
(4) 造林計画	20
(5) 路網計画	21
2 事業箇所図(前期)	22
3 施業仕組	23
(1) 施業仕組とは	23
(2) 施業仕組の区分	23
ア 森林の区分	23
イ 施業区分	24
4 森林の区分図	25
5 人工林育林体系図	28
6 主な保全施業林分及び特別施業林分の現況	30
(1) 保全施業林分	30
ア 保護林	30
イ 保健利用林	30
(2) 特別施業林分	30
ア 試験林	30
イ 検定林	31
ウ 採種林(遺伝子保存林)	31
エ 母樹林	31
オ 採種園	31
カ 分収造林	32
キ 分収育林	32
ク 樹木園	32
7 管理及び計画の沿革	33
(1) 管理の沿革	33
(2) 計画策定の沿革	34

はじめに

第1 整備管理計画とは

森林は、その存在によって豊かな水を育み、土砂の崩壊や流出を防ぎ、二酸化炭素の吸收・貯蔵、保健休養の場の提供、そして木材等林産物の生産など、私たちの暮らしに深く関わっています。

道民共通の財産である道有林野(以下「道有林」という。)を永く守り育てていくためには、森林の適切な整備及び管理に関する基本的な考え方を定めた上で、計画的に取り扱っていく必要があります。

そこで、道では、「道有林野の整備及び管理に関する規程」(平成14年4月1日訓令第17号)の第5条及び第8条の規程に基づき、道有林全体の森林づくりの基本方針を定める道有林基本計画を策定するとともに、道有林を13の区域(管理区といいます)に分けて、地域の特性を踏まえつつ、目指す森林の姿や施業方法、施業仕組、計画量等を定める整備管理計画を策定しています。

なお、整備管理計画の策定に当たっては、知事がたてる地域森林計画及び市町村がたてる市町村森林整備計画の内容と調和を図ることとしています。

道有林基本計画	整備管理計画
【期間】 前期5年、後期5年の10年間	【期間】 前期5年、後期5年の10年間
【内容】 基本方針及び大綱、森林資源の現況、森林の取扱いの基本、伐採・更新・路網の整備などの事業の考え方及び全体事業量等	【内容】 森林づくり(森林施業)の方向性、森林資源の現況、伐採・更新・路網の整備などの事業の計画等

※参考　道有林基本計画の基本方針

- 1 多様で先導的な森林づくり
- 2 資源や技術力を活用した地域貢献

第2 整備管理計画策定の経過

道民の理解と協力を得ながら地域に根ざした道有林の整備・管理を進めるためには、計画を策定する段階において、地域の意見やニーズをお聞きすることが大切だと考えています。

このことから、令和3年(2021年)9月には令和4年度を始期とする「整備管理計画」の策定に伴い、森林整備に対する意見やニーズを把握するため、地域住民等を対象に現地検討会を開催しました。

検討会等においては、以下のような意見等が寄せられており、本計画は、これらの意見を踏まえつつ作成しています。

次期整備管理計画策定に係る現地検討会 「地域住民と創る道有林」

○開催日時:令和3年(2021年)9月16日、10~15時

○開催場所:現地 道有林網走東部管理区73・74林班(北見市)、110林班(津別町)
室内 オホーツク総合振興局東部森林室会議室

○参加者:地域住民、有識者、関係団体代表者等14名

○検討内容

今後の重要課題である高齢人工林の主伐・再造林について、計画予定地で施業方針や手法などについて検討しました。また、間伐の手法や林業専用道開設についての説明なども行いました。

○主な意見

- ・人工林の取り扱いについては、画一的に行わず、多様な環境に配慮してもらいたい。
- ・施業の実施については、沢へ悪影響を与えないような計画としてもらいたい。
- ・エゾシカ被害低減の対策については、今後も積極的に取り組むべき。



間伐施行地での現地検討



室内検討

第3 森林の働き

森林には様々なはたらきがあります。

道有林も、北海道の森林の一部として同じように、それらの役割を担っています。

○水源を守る

森林の土は、落ち葉やそれを分解して利用する微生物、あるいは小動物のはたらきで、スポンジ状になっています。

そのすきまに雨水を貯め、ろ過しながらゆっくりと流し出しています。これによって、農業用水や飲料水が一年中かれることなく利用できます。



○災害を防ぐ

樹木は大地に根をしっかりと張って山崩れを防ぎ、住宅や道路などを守ります。

また、木の葉や、下草によって、雨水が直接地面をたたく事がないので、土が流れ出るのを防ぎます。



○生活環境を守る

樹木は、光合成により空気をきれいにし、二酸化炭素を樹木内に固定するほか、強い風をさえぎり、飛砂や騒音などから生活を守るはたらきがあります。



○野生生物のすみかを守る

木や草、鳥や獣、虫など、森林にはさまざまな生き物が生活しています。森林は、さまざまな生き物が、食物を得たり、子育てをしたりする場所です。鳥や獣はもちろん、虫や菌類も、森林の恵みを受けて生きています。



○レクリエーションや休養の場として

森の緑や、鳥の声、川のせせらぎの音などは、人の心を和らげるはたらきがあります。

また、木から発散されるフットンチッドには、リフレッシュ効果のほかに、殺菌作用などもあることが知られています。



○木材を供給する

森林の恵みである木材は、古くから住宅や家具、紙などの原料として利用されています。

木材は、再生できる資源であるだけではなく、加工が容易で、環境に対する負荷が小さい原料もあります。

第4 道有林基本計画に関する基本的な方針と重点取組事項

道有林の果たすべき役割と課題を踏まえ、次の基本方針と重点取組事項に従って森林の整備・管理を進めます。

1 多様で先導的な森林づくり

道民の財産である道有林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、積極的な主伐・再造林、人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成といった多様な森林づくりを先導的に進めます。

また、自然条件、社会的条件を踏まえた積極的な伐採と再造林、森林施業の低コスト化・省力化の推進、大径木の高付加価値化など、トドマツ人工林施業の確立に向けて取り組みます。

(1) I C T を活用した森林資源の把握

- ・自然条件や社会的条件を踏まえて、施業実施箇所を適切に選定し、計画的に事業を実施するため、航空レーダー計測などのICTを活用して森林資源を効率的に把握します。

(2) 積極的な伐採・再造林

- ・自然条件や社会的条件が良い人工林について、生物多様性の保全などの公益的機能の発揮に配慮しつつ、計画的な伐採と着実な再造林を積極的に進めます。

(3) 天然力を活用した森林づくり

- ・広葉樹と混交している人工林においては針広混交林化、大径木が賦存し多様な種類や高さの樹木が生育する天然林においては、活力ある天然林の育成を行い、北海道らしい多様で健全な森林づくりを推進します。

2 資源や技術力を活用した地域貢献

地域の林業・木材産業の成長産業化に貢献するためには、限られた労働力で森林整備や木材利用が進むよう、ICT等の先進技術を活用したスマート林業の定着を図る必要があります。

このため、道有林では、全道に広がる資源や技術力を活用して、地域の特性に応じたスマート林業を実践します。

また、環境保全意識に関心のある企業等の森林づくりに対する意識が高まっていることから、ゼロカーボン北海道の実現に向け、カーボン・オフセットを活用した企業等と連携した森林づくりを進めます。

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進

- ・植栽や下草刈り等の労働環境を改善するため、植栽本数の低減や造林作業の機械化など低コスト化・省力化につながる施業方法の実証・普及等に取り組みます。
- ・植栽時期の拡大が期待されるコンテナ苗の活用により、限られた労働力で、効率的に植栽を実施するとともに、下草刈りを必要とする期間を短縮するため、成長が早いクリーンラーチや、グイマツ雑種 F₁などのカラマツ類の植栽を推進します。
- ・木材生産の効率化を図るため、ICTハーベスターなど先進的な高性能林業機械の導入を促進するほか、機械での作業が容易な列状の間伐を推進します。

(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成

- ・地域の林業事業体を育成するため、事業量の安定的な確保と、計画的な事業の発注に努めます。
- ・林業事業体による計画的な雇用の確保や設備投資を促進するため、林業事業体と長期の協定を締結し、連携して森林整備に取り組みます。

(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

- ・計画的な原木供給に努めるとともに、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、トドマツ大径木、林地未利用材、森林認証材、広葉樹材などの原木を供給します。

(4) 企業等と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献

- ・環境保全に関心のある企業等と連携した森林づくりを進めるため、オフセット・クレジットを共同で販売している市町と連携してクレジットの販売に取り組みます。

(5) 胆振東部地震被災地の復旧

- ・植栽などの実証試験を実施するほか、率先して被災地の復旧を進め、地域の森林所有者等に復旧方法を普及します。

(6) 道有林の森林づくりを担う人材の育成

- ・天然力を活用した森林づくりを推進するために、天然林の資源内容の把握、適切な施業の導入など、技術の継承に努めるとともに、ICTなどの最新技術を取り入れ、技術力の向上を図ります。